

令和 5 年度複製物作成計画

令和 5 年 4 月 21 日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成 24 年 3 月 29 日館長決定）等に基づき、令和 5 年度に独立行政法人国立公文書館が作成する複製物の対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和 5 年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれ等を勘案し、下表のとおりとする。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
内閣文庫	和書	内務省、外務省、宮内省等旧蔵資料
	漢籍	昌平坂学問所、豊後佐伯藩主毛利高標献上本、高野山积迦文院等旧蔵資料
行政文書	財政史資料・賠償書類	第一次大戦後の対独賠償に関する文書の一部（財務省から移管）
	財政史資料・議会参考書	帝国議会（第 77 回～第 79 回）の政府答弁用参考資料として作成された想定問答等（財務省から移管）
	閣議・事務次官等会議資料	閣議・事務次官等会議（昭和 37 年～昭和 38 年）の資料を開催日順に綴った文書（内閣官房から移管）
	映画フィルム	劣化している映画フィルム
	マイクロフィルム	劣化しているマイクロフィルム

3. その他

- ・複製物は、デジタル化により作成するものとする。
- ・「令和 5 年度複製物作成計画」については HP にて公表する。